平成２２年（フ）第２９１９号
大阪市鶴見区鶴見２丁目４番７号　302号、前住所大阪府八尾市黒谷２丁目55番地の２
債務者　髙崎　廣美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　薄木英二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５６号
岩手県一関市三関字神田４番地１
債務者　山田　　敦
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
盛岡地方裁判所一関支部
平成２２年（フ）第１０３６号
愛知県東海市東海町２丁目16番10号
債務者　安藤　恵理
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第４９号
福岡県行橋市大字道場寺773番地３
債務者　原野千香子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月４日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係
平成２２年（フ）第５０号
福岡県行橋市北泉２丁目16番10号
債務者　吉元みちよ（旧姓八丁）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月４日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係
平成２２年（フ）第２２号
岩手県宮古市重茂第23地割15番地、住民票上の住所岩手県宮古市山根町２番10号
債務者　嶋崎美智子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部
平成２２年（フ）第５３号
静岡県富士宮市精進川1926番地の１
債務者　飯田　雅枝
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部
平成２２年（フ）第２７５号
川崎市中原区上小田中１丁目14番24号　粕谷ハイツ101
債務者　小宮　信一
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２２年（フ）第２８８号
川崎市幸区小向町23番12号　大野荘２階２号室、前住所川崎市中原区中丸子464番地　第１レジオンドヌール102
債務者　星名　正一
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２２年（フ）第３１２号
川崎市中原区上丸子山王町１丁目1457番地　かづま荘１階３号
債務者　小室　佳苗
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２２年（フ）第３１３号
川崎市多摩区長沢１丁目27番８号　パインクリークガーデン103
債務者　日野　憲子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２２年（フ）第３１６号
川崎市高津区二子５丁目12番21号
債務者　中田　　信
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２２年（フ）第８１８号
横浜市鶴見区矢向４丁目14番２号
債務者　伊藤小百合
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２２年（フ）第１７０号
北海道旭川市忠和７条６丁目６番７号　オリス忠和103
債務者　池田　輝夫
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第１７０６号
大阪市中央区高津３丁目２番17号　ユニークハウス502号室、住民票上の住所大阪府泉南郡熊取町大久保南４丁目４番28号
債務者　岡本　竜介
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部